

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.007

| | |
|-----------|---|
| 処 分 名 | 事業計画のある道路の指定 |
| 処 分 の 概 要 | 計画道路は、その位置及び形状が明確に定まっており、かつ、近い将来にその計画どおりに道路ができあがることが明らかであるものとして、建築基準法の諸規定について現に道路が存する場合と同様に取り扱うものです。 |
| 根拠法令等・条項 | 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項 4 号 |
| 審 査 基 準 | <p>建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号道路指定取扱方針</p> <p>1 下記の事項に該当した場合について指定するものとする。</p> <p>(1) 申請手続き等は道路事業者等から指定の依頼を受けたものであること。</p> <p>(2) 道路法等による新設等の事業計画のある道路であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画法による新設等の事業計画のある道路 ○ 土地区画整理法による新設等の事業計画のある道路 ○ 都市再開発法・新都市基盤整理法による新設等の事業計画のある道路 ○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による新設等の事業計画のある道路 ○ 道路法による新設等の事業計画のある道路 <p>(3) 2 年以内に事業が執行される予定のものであること。</p> <p>(4) 道路が完成するまでの間、建築物の防火、避難上の安全性が確保されること</p> <p>(5) 事業完了後の道路管理者及び消防長から「支障なし」の回答を得られること</p> |
| 標準処理期間 | 30 日（関係部局との協議に要する期間を除く。） |
| 設定年月日 | 平成 17 年 10 月 1 日（最終改正日：平成 26 年 4 月 1 日） |
| 申請時期 | 随時 |
| 申請方法 | 本庁 4 階建築課窓口への提出 |
| 備 考 | |

■ 建築基準法
(道路の定義)

第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一～三 省略

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

五 省略

根拠法令及び
関係法令等の抜粋